

令和6年度前期 たむら市民大学「たまり」教員募集要項

1 対象者

資格や免許、居住地の要件はありません。なお、事前に教員向け講習会を受ける必要があります。

2 応募方法

たむら市民大学「たまり」講座開設申込書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）、講座計画書（第3号様式）に必要事項を記入し、事務局へ申し込んでください。内容を確認し、面接をさせていただきます。

3 応募期間

令和5年12月1日（金）～令和6年1月31日（火）

4 講座内容

初めての方から中級者の方を対象とした一般向け講座です。ジャンルは問いません。

例) 郷土史、語学、パソコン、文学、音楽、舞踊、美術、手工芸、茶道、華道、写真、健康体操、スポーツ、生活の知恵、環境・消費生活、料理・パン・お菓子作り、歴史、自然、哲学 など。

講座決定までの流れは次のとおりです。

教員応募→教員向け講習会→（必要に応じて）講座内容の変更→理事会で検討→教員の決定→学生募集→（定員に達した場合）開講

5 講座開設時期及び回数

令和6年4月から9月までの1講座5回コースまたは10回コースのいずれかです。

6 講座時間

講座1回90分程度とします。

7 会場

田村市内の公共施設（行政局、公民館、出張所、体育館など）を使用します。教員の要望により、事務局が施設を予約します。

8 講座開設の条件

次の場合は講座が開設できません。

(1) 講座の申込者が10人に達しないもの。ただし、学長が認めた場合は、10人未満でも開設できます。

(2) 講座の内容が次に該当すると認められるとき。

- ① 特定の宗教または政治団体を宣伝し、支持している。
- ② 営利または商業宣伝の意図がある。

- ③ 公序良俗に反する。または、その恐れがある。
- ④ その他大学の事業として不適切であると学長が認めるとき。

9 教員謝礼

5,000円に講座回数を乗じた額をお支払いします。

例) 5回コースの講座を行った場合 5,000円×5回=25,000円
ここから「源泉徴収税」「事務費」を差引いた額をお支払いします。

10 その他費用

(1) 教員は、事務費を支払っていただきます。これは、学生の募集や会場手配などの事務に要する費用です。

5回コース・10回コースともに → 1,000円(1期*あたり)

※市民大学の年度は前期(4月~9月)、後期(10月~翌年3月)です。

前期及び後期をそれぞれ1期とします。

(2) 教員は、教材費、器具使用料等の実費を学生から徴収することができます。

11 講座の運営について

教員自身で以下のことを行っていただきます。

- ① 出欠席のチェック
- ② 講座開催に必要な会場設営準備・片付け、忘れ物の確認
- ③ 講座開催に伴う教材・資料等の準備
- ④ 授業料以外の教材費(学生実費負担)の徴収
- ⑤ その他講座を開催、運営するうえで必要なこと

12 教員向け講習会

教員を希望される方を対象に、講座運営の基本、講座の組み立て方、学習レベルの設定の仕方などの講習会を行います。

たむら市民大学では、運営を教員自身で行っていただきます。今まで教員経験がない場合でも安心して教員となれるようサポートします。

13 申込・問い合わせ先

たむら市民大学「たまり」事務局(田村市教育委員会生涯学習課内)

〒963-4393

田村市船引町船引字畑添 76-2

電話 0247-81-1215

FAX 0247-81-1228

メール shogai@city.tamura.lg.jp

H P <https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/30/shimindaigaku.html>

